

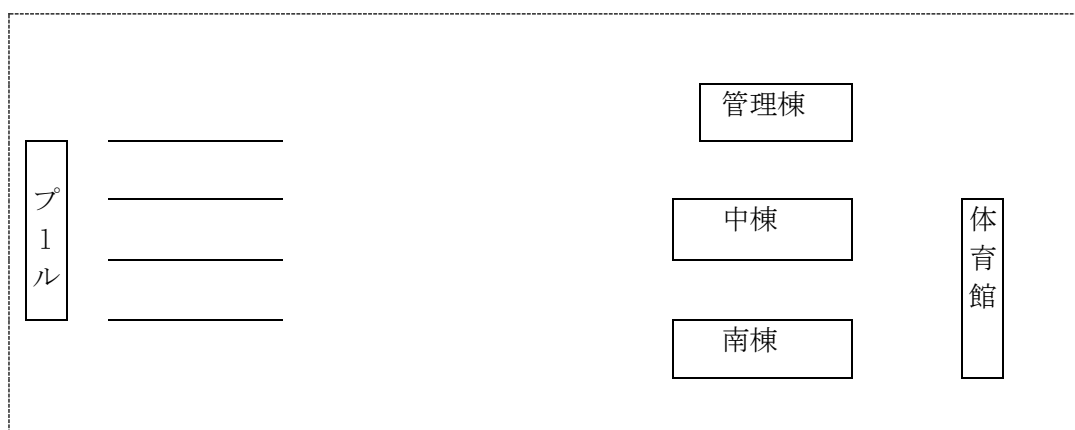
船橋小学校 危機管理マニュアル

Ⅰ. 非常災害時の行動及び防災計画

目的…この計画は、消防法第8条第1項に基づき、枚方市立船橋小学校における防災管理業務について必要な事項を定めて、火災、地震、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の防止を図ることを目的とする。

- ① 学校またはその付近に非常災害が発生した場合は、本校職員は、本規定に基づき沈着冷静、臨機応変の処置をとる。非常時に職員が不在の時は、管理職を1号として災害の程度により順次職員の配備を行う。
- ② 職員勤務時間外に校内または学校付近に大災の発生した場合は、施設管理人はまず下記の処置をとる。
 1. 消防署(119)、警察署(110)、学校長、教頭に急報する
 2. 学校長の指示により、教育委員会、職員、PTA会長に急報する。
 3. 学校長または職員来校まで、責任を持って現場保持または防護に努める。
 4. 重要物品の搬出及び保管について ○重要文書・帳簿 ○公印 ○図書その他の備品
- ③ 職員勤務時間中(児童在校中)に校内または学校付近に非常災害(火災・水害その他)が発生した場合は、直ちに非常放送により全校に連絡する。
- ④ 避難方法は次のとおりとする。
 1. 学校長または職員は、出火場所、風向き、火力等を考慮して安全な場所を指示する。
 2. 職員(校務員)は、直ちに各非常口の開放を確認する。
 3. 学級担任は、学校長の指示に従って、児童を安全な場所へ引率し朝会の隊形に整列させ点呼をとる。
 4. 担任以外の職員は、学校長の指示のもと非常勤務につく。
 5. 避難に際しては、状況により、次のような処置をとる。
 - ・学級担任が引率して、安全な場所に避難させ、保護者に確実に引き継ぐ。
 - ・必要に応じてPTA、地域諸団体、警察に連絡を取り、危険箇所の点検や立ち番、パトロール等を要請する。
- ⑤ 避難場所は次のとおりとする。

原則として、運動場の西側、プール前で朝会の隊形とする。



⑥防火対策

1. 平常時の対策

(ア) 火気、電気、ガス、薬品等の設備及び取扱いには、細心の注意をはらう。

(イ) 防火責任者を設け、常に注意をはらう。

(ウ) 各場所に防火資材を常置し、非常に備える。

2. 施設管理人の勤務

(ア) 火気、電気、ガス、薬品等の設備及び取扱いには、細心の注意をはらう。

(イ) 校内巡視を定期的に行う。

・午後5時・午後7時・午後9時

※火災予防、盗難には十分注意すること。特に、巡回については各階各部屋を点検し、火気、電気、ガス等の安全が保たれていることを確認する。

3 各場所の防火責任者

校長室……校長	校務員室……	職員室……教頭
放送室……	管理員室……施設管理人	会議室……
保健室……	音楽室……	男子更衣室…
女子更衣室…	休養室……	理科室……
図書室……	心の教室……教頭	生活科室…
図工室……	家庭科室……	作業室……
給食調理場…	農具倉庫……	災害備蓄庫…教頭
英語教室・児童会室…	西倉庫……	体育館…
クラブ室……	コンピューター室…	体育・石灰倉庫…
教材室……	3.4年更衣室……	校区集会室…教頭
通級指導教室…	5.6年更衣室……	プール……

4. 非常時の組織

総指揮	学校長
通 報	教頭
非常持ちだし	

救護

1 年

2 年

3 年

4 年

5 年

6 年

◎ 不審者対応(現場に向かう者)

学校長、教頭、安全監視員（ ）

1. 平常時指導

①それぞれの場所での避難の仕方、避難経路の確認をする。

②静かに、揺れが収まるのを待ち、落下物に気をつける。

③ 近くに教職員がいないときは、自らの判断で身の安全を確保することに全力を尽くすことや、自分の安全を確保した上で、周りに困っている人がいたら声をかけるなど、互いに協力して安全を確保するよう努めることなどを確認する。

④「お」おさない、「は」はしらない、「し」しずかにする、「も」もどらない、「ち」ちかづかないの確認

⑤手元があれば、帽子を着用し避難する。学習用具など頭を守れるものがある場合、それで頭を守りながら避難する。

⑥避難後の隊形の確認。

⑦火災が伴う場合、ハンカチで鼻と口を覆い、姿勢を低くして運動場へ出る。

⑧大規模災害が発生すると、地域・自宅・保護者の様子がわからないため、児童だけでは安全に下校できないことや保護者に引き渡しとなることを周知しておく。「待つ」時間が長い、児童全員の安全のため静かに待つことが必要であると指導する。

①担任の指導のもとに、学習用具はそのままにして、机の下に避難する。

(身体の不自由な児童や配慮を要する児童に注意する)

②担任は出口を確保し、電気、エアコン、ストーブを消す。(理科室や家庭科室など、火を使用している場合、ただちに火を消し、ガスの元栓を閉める。)

③担任の指導のもとに、帽子を着用し所定の避難経路を通して避難する。

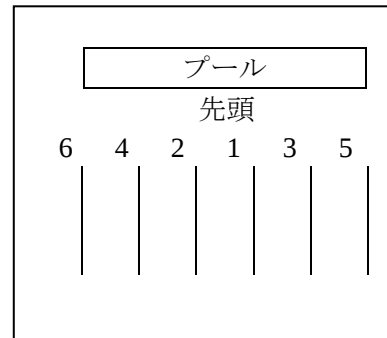
見回り担当も、各自確認に向かう。(残っている子どもがいないか、学校施設の破損、火災の発生等はないか等を見て回る)。

④運動場では、棟ごとの隊形（図参照）で、プールの方を向いて並ぶ。

（2列バディー）

⑤担任は人員を点呼し、学校長に異常の有無を報告する。

⑥児童は次の指示を聞く。



3. 引き渡し

※震度5弱以上の場合は保護者へ引き渡しする。

職員	児童	保護者
・正門を開け、保護者の誘導 ・引き取り開始（児童の確認が取れ次第） ・担任は災害用児童引渡しカードをもとに保護者を確認する。（候補者欄にチェックを入れる。） ・引き取り終了	・運動場に集合（学年ごと） ・担任に呼ばれた児童は、保護者の元へ行く。 ・お迎えがない場合は待機。	・各クラスの列ごとに並ぶ。（体育館の場合は、各学年の入り口前に並ぶ。） ・各クラス担任に氏名を伝え、児童を引き取る。 - 兄弟がいる家庭は、上の学年を先に迎えに行き、その後、下の学年を迎えに行く。

※各担任は「災害用引渡しカード」に記入している、候補者にのみ引き渡す。（どの候補者でも可）

→カードの候補者でない場合は保護者に電話し、その人に渡して良いか確認する。

4. 震度5弱以上の地震が発生したときの対応

①登校前・・・臨時休業

・前日の下校以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休校とする。

・土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則臨時休業とする。

②登校中・・・児童は危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難。

揺れがおさまった後、原則として登校。

③在校時・・・地震は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら余震に備えて校庭へ避難。

児童の確認・保護。

安否情報及び、下校について保護者に連絡。

保護者への引渡し。以降、臨時休校。

④下校中・・・児童は危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難。

揺れがおさまった後、原則として自宅へ。

⑧風水害対策

風水害発生の状況により、学校長の指示のもと、登校停止、学校待機、引き渡し下校等適切な処置をとる。
具体的対応は以下の通り。

1、特別警報発表時の対応

- 1、午前7時の時点で、枚方市に発表されている場合
→ 臨時休校
- 2、在校中に発表
→ 学校待機 状況により教育委員会と連携して対応

2、暴風警報・暴風雪警報・洪水警報・大雨警報発表時の対応

1. 午前7時の時点で、枚方市もしくは東部大阪あるいは大阪府に上記いずれかの警報が発表されている場合登校を見合わせ、自宅待機する。
2. 午前9時の時点で、解除された場合 → 集団登校 第2校時より授業
3. 午前10時の時点で、解除された場合 → 集団登校 第3校時より授業
4. 午前10時の時点で、引き続き警報が発表されている場合→臨時休業
5. 登校後に警報が発表された場合→原則、学校待機、引き渡し下校

※上記のいずれかの対応をとった場合、コミュニティー会長・各自治会長・PTA会長等に学校長より連絡する。

⑨Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン

※本ガイドラインは大阪府教育庁が作成のガイドラインをもとに、次の2つについて変更しています。

- ①市立学校園を対象とします。
- ②枚方市の位置関係を考慮し、対象範囲として「枚方市を中心とした一定距離圏内（訳 30km）」を含めています。

1、あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

(1) 児童の避難方法や安全確保の方策

下記「2、Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示ができるようにしておく。

(2) 児童の安否確認方法

自然災害時の対応等を準用するなどして検討しておく。

2、Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

※ 児童には、必要以上に不安にさせることがないように、十分配慮しながら、下記の事項について周知を図るなど、実態に応じた安全指導を行うこと。

(1) 速やかな非難行動と情報収集

- 落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合 ⇒できる限り近くの建物（できれば頑丈な建物）や地下街や地下駅舎などの 地下施設）
に避難する

建物がない場合 ⇒物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 ⇒窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

《近くにミサイルが落下した場合》

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内または風上へ
避難する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。

行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

（2）登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外（約 30km）または、大阪府域外に落下した場合

⇒Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、
原則として登下校を再開する。

○ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内（約 30km）または大阪府域内に落下した場合

⇒Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて
行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

⇒決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

3、Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の枚方市立学校の対応

（1）Jアラートが発信されたとき

ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合

在校・在園時	校舎内等への避難や建物内では窓から離れるなど、適切な指示のもと、 児童の安全確保に努める
登校・登園前	自宅待機

登下校時	学校に登校した、又は下校していない児童を 校舎内等へ避難誘導し、安全確保に努める
校外活動時	引率教員等は、児童を近くの建物や地下などへ速やかに避難誘導

(2) 状況別の臨時休業の取扱い等

状 況 パ タ ー ン	A	B	C	D
	領土・ 領海外に 落下	日本の上 空を通過	領土・領海 に落下 (Dを除く)	枚方市を中心とした一定距離圏内(約 30km) または大阪府域に落下
臨時休業の 取扱い	原則として臨時休業は行わない			臨時休業
在校・在園時	教育活動を再開			① 原則として児童を学校で保護 ② 引き続き情報収集に努める ③ 安否情報を保護者へ連絡する
登下校時	(登校時) 登校後、教育活動再開 (下校時) 安全確認後、下校させる ○始業の繰り下げ等の対応をとった場合は、児童生徒支援室まで報告すること			○学校に登校した、又は下校していない児童については、在校時に準じた対応を行う
校外活動時	安全確認後、校外活動を再開			① 児童を安全な場所で保護 ② 引率教員等は、自校に現状報告を行うとともに、引き続き情報収集に努める ③ 安否情報を保護者へ連絡する

⑩避難の心得

1. 「おさない、走らない、静かに、戻らない、近づかない」の原則を守って行動する。
2. 足元、特に階段に気をつける。
※火災発生時には、窓を閉める。
※地震発生時には、出入り口は開放しておく。
まず、机の下に避難し、揺れがおさまってから外に避難する。
3. 避難場所に着いたら、素早く整列し、人員を点呼して指揮者に報告する。

2. けがや急病の対応

○ 職員の役割

- ・第1発見者・・・状況を的確に判断し学級担任、養護教諭、管理職に連絡する。
子どもから連絡があった場合も同様とする。
- ・学級担任・・・場合に応じて家庭、養護教諭、管理職に連絡する。
- ・養護教諭・・・応急手当をする。
学級担任、家庭、管理職に連絡する。
必要に応じて、医療機関への受診の手配をする。
- ・管理職・・・必要に応じて、救急車を要請する。
教育委員会をはじめ、関係機関（関係者）に連絡する。
状況に応じて、医療機関へ搬送する。

① 家庭への連絡

- ・けが（病気）の様子を簡潔に報告する。保護者に誤解を招かないように、言葉遣いに注意する。
- ・受診が必要な場合、保護者に連絡をし、原則学校近くの医療機関へ搬送する。可能な限り、保護者の同席を依頼し、健康保険証等の持参をお願いする。
- ・加害者と被害者がいる場合は、双方の保護者に連絡し、状況を詳しく説明できるように情報の収集と整理をする。

② 医療機関への連絡

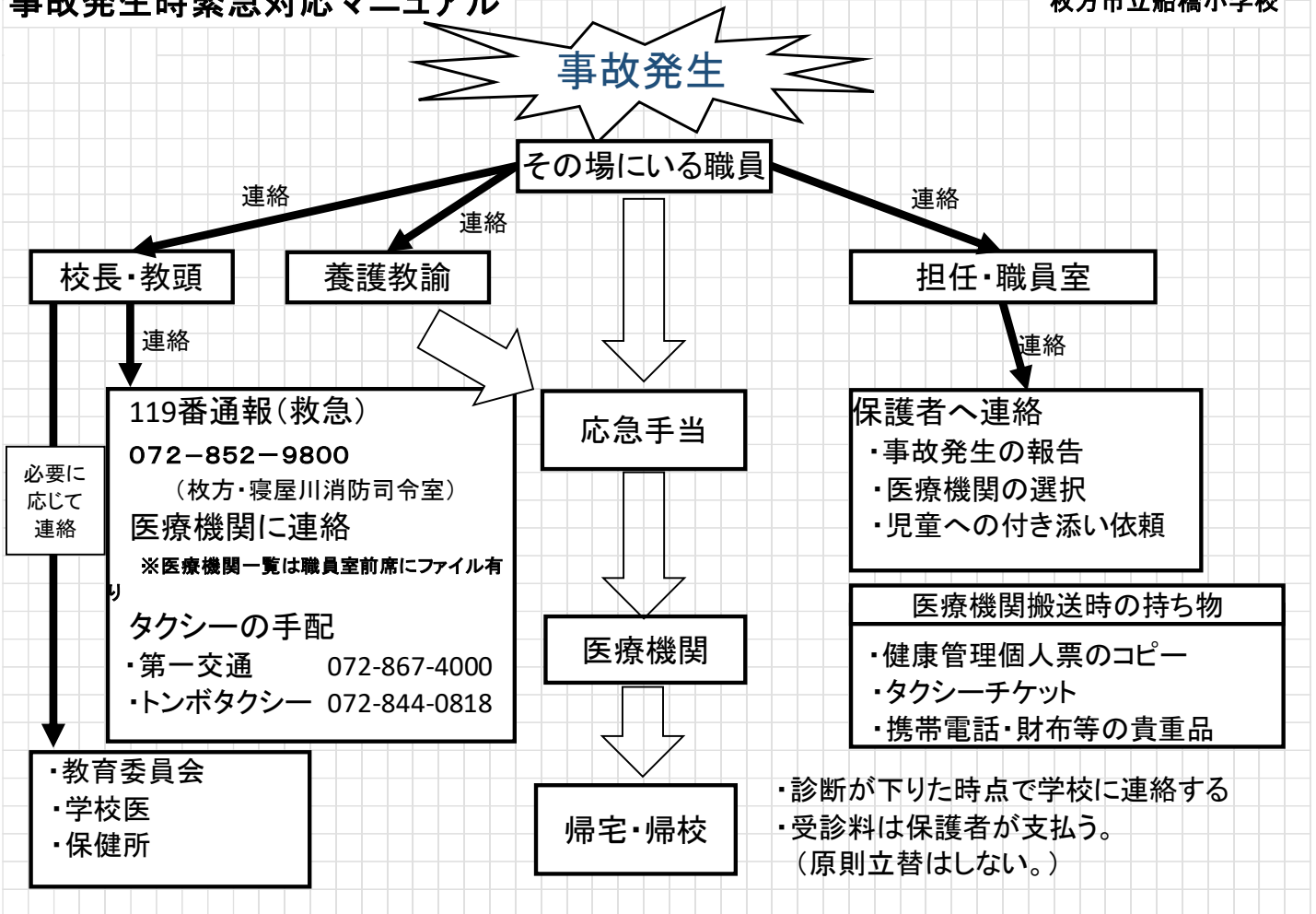
- ・学校名をはっきり告げる。
- ・事故やけがの状態の概要、児童の性別・年齢を伝え、受診できるかどうか（保護者が来られない場合はその旨も伝えて）確認する。

○ 搬送の場合

- ・タクシー、救急車を利用する。
- ・健康管理個人票のコピーを持参する。
- ・タクシーを利用する場合はタクシーチケットを持参する。タクシーチケットはタクシー代を記入し、半券は持って帰る。（校外学習の時などは、領収書をもらっておく。）
- ・救急車は、管理職が要請するが、不在の場合はこの限りでない。
- ・大きいけが（生命に危険がある場合など）の場合は、職員と一緒に校長もしくは教頭が付き添う。

施設・設備の安全確保について

- ・日常の安全点検を心掛け、事故を未然に防ぐようにつとめる。
- ・人権生活指導部の学校安全担当を中心に月1回全職員で安全点検を実施する。
- ・破損の状況がある場合は、速やかに担当（管理職）に連絡する。安全点検を実施する。
- ・校内で対処できるものについては、校務員に依頼するほか、教育委員会とも連絡をとって対処する。



3. 不審者等への対応

児童在校時はもとより、登下校時の安全確保も視野に入れて以下の取り組みを進める。

○門の施錠

門は常に施錠し、不審者の侵入を防ぐ。

○来校者の確認

職員は、来校者への声かけを励行し、不審者と判断した場合は、防犯ブザーもしくはホイッスルを鳴らすとともに、児童の安全を確認した上で他の職員、職員室へすぐに連絡する。

○児童の誘導

連絡を受けた学校長は状況を判断し、必要な場合は

- ① 教室待機
- ② 避難誘導
- ③ 避難 後、担任は人員を点呼し、学校長に以上の有無を報告する。
- ④ 保護者出迎え等の安全な下校措置の対応をとる。

○関係機関への連絡

校長(教頭)は状況に応じて、①教育委員会②警察③消防④PTA⑤近隣の各学校・幼稚園・保育所へ連絡する。

○施設面での対処

- ・児童が登校した後は、校門(正門、南門)を閉鎖しておく。
- ・来校者には、職員室に来てもらうよう掲示物で知らせる。
- ・来校者に対しては、インターフォンで対応し不審な場合は複数で対応する。
- ・来校者用のネームプレートを監視ボックスに用意し、着用してもらう。
- ・避難経路については常に確認し、障害がないか点検する。
- ・職員は常に名札を着用するとともに、非常ブザーもしくはホイッスルを携帯する。

○保護者、地域への要請

不審者についてはメール配信等を活用し保護者に積極的に情報を流すとともに、児童の安全確保について関係団体に対しても通学路を含む校区内の安全点検及び、緊急避難時の安全確認や校区パトロールなど協力を要請する。

緊急連絡先

学校868-1251	枚方警察845-1234	救急119
近隣小中学校	PTA会長	校区コミュニティ会長
ふなっこサポート隊	防犯会長	交通対策協議会会長

○緊急時の役割分担

総指揮・・・校長

総務(緊急連絡、放送等)・・・教頭、(必要に応じて担外)

隔離・説得・防御・・・校長、教頭〈安全監視員〉

児童の保護及び避難誘導・・・各担任

※ 授業及び有休補助等の教員で避難誘導をする

[配慮を要する児童・・・支援学級担任]

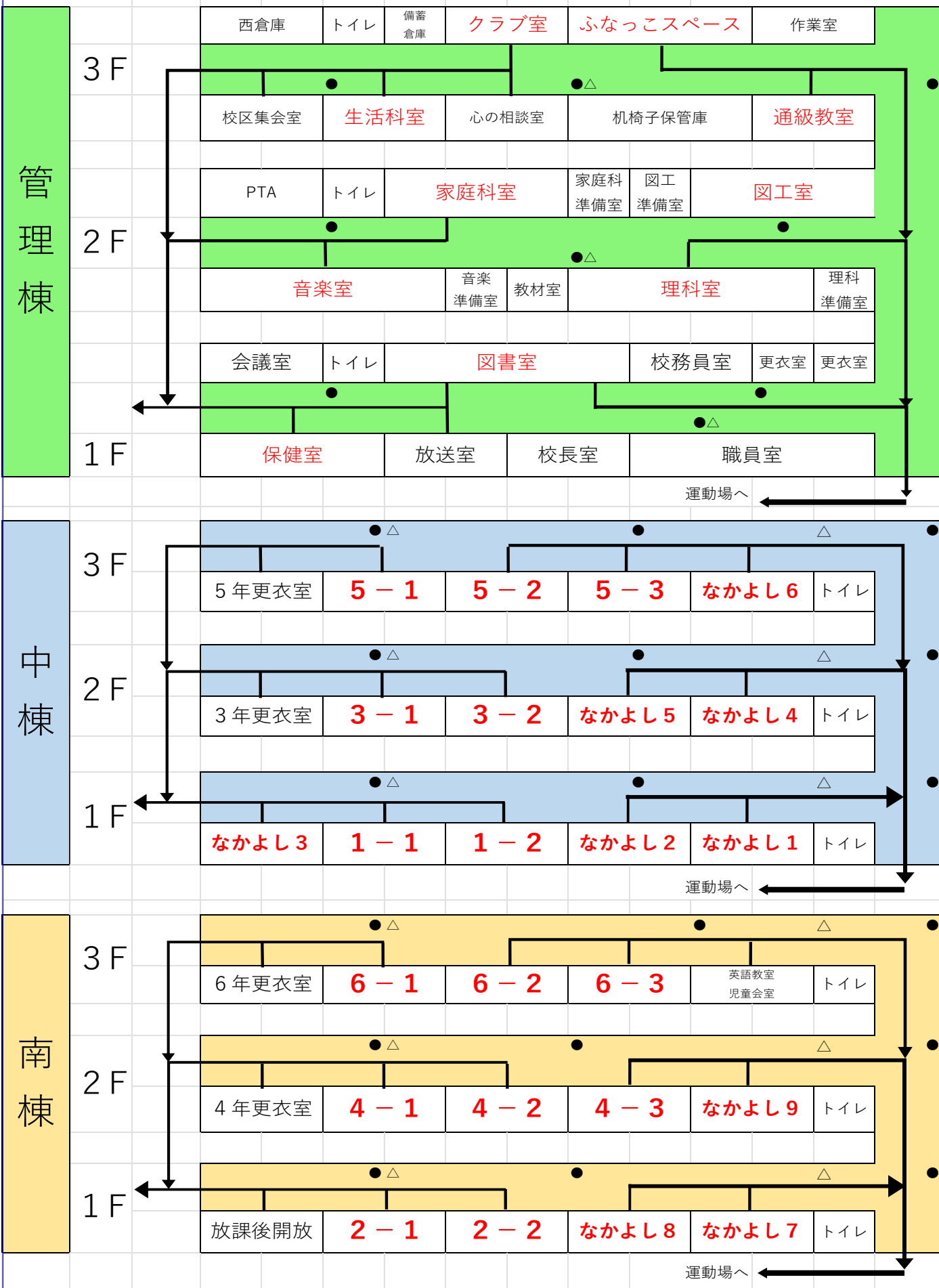
※ 支援学級在籍児童がどこで授業を受けているのか絶えず把握しておく

救護班・・・

※ 必要に応じて調理場職員も参加する

避難経路

●消火器 △消火栓



4. 学校安全管理マニュアル

1 基本方針

- (1) 本校児童の身体・生命の安全を第1に考え、校舎内外における安全管理に万全を期する。
- (2) 緊急時の手順・情報伝達体制、役割分担等、具体的に機能する組織の充実を図る。
- (3) 関係機関との連携を密にし、防犯情報等の共有に努め、緊急時における支援協力体制を整える。
- (4) 緊急事態が起こった場合、関係諸機関と連携し、児童の心のケアに努める。

2 日常における安全確保対策

(1) 校門等の管理

- ・登校時のみ、南門を開ける。登下校時以外は校門を閉めておく

(2) 空き教室の施錠

- ・使用していない教室等は必ず施錠し、児童だけの使用は認めない。

(3) 来校者の確認

- ・正門のインターフォンで来校者と用件を確認する。
- ・確認後、解錠する。
- ・来校者の出入口は職員玄関のみとする。その際、受付名簿への記名と名札の着用を依頼する。ただし、給食関係業者はこの限りではない。
- ・来校者へのあいさつ・声かけをする。
- ・事前に来校者の予定があるときは、全職員に周知させておく。

来校者への対応要領

- ①インターフォンで氏名・来校目的等を確認
- ②正門の解錠
- ③受付名簿への記名と名札の着用の依頼
- ④その他

職員は名札を必ずつける。

一般業者・諸団体等は校長・教頭の判断を仰ぐ。

児童面会については特に留意し、直接教室には案内しない。

(4) 校内巡視体制

	巡視時間	担当	実施方法等	備 考
始 業 前	8時05分～ 8時30分	当番 (正・南門) 管理職	正門、南門で挨拶指導をかね て安全面への目配り グラウンド等の巡視	
安全監視員については、児童登校中は南門を中心に、児童登校後は正門横で来校者対応				
授 業 中	随時	授業のない教員 管理職 校務員	1階⇔2階⇔3階 体育館裏、グラウンド等 校門付近	1階教室・トイレを重点的に巡 視する
休 憩 時	20分休み	担任 担外	教室棟の各フロアに1名の職員 を配置	
	昼休み	全職員 管理職	校舎内外の子どもの様子、周 辺への目配り	
放 課 後	～15時45分	各担任	児童が教室から出たことを確 認する 正門での交通安全に配慮する	教室の施錠は担任で行う
安全監視員については、児童下校中は正門で安全管理				

※基本的に午後15時45分までには下校させる。下校時刻が変更になるときは、保護者に連絡する。

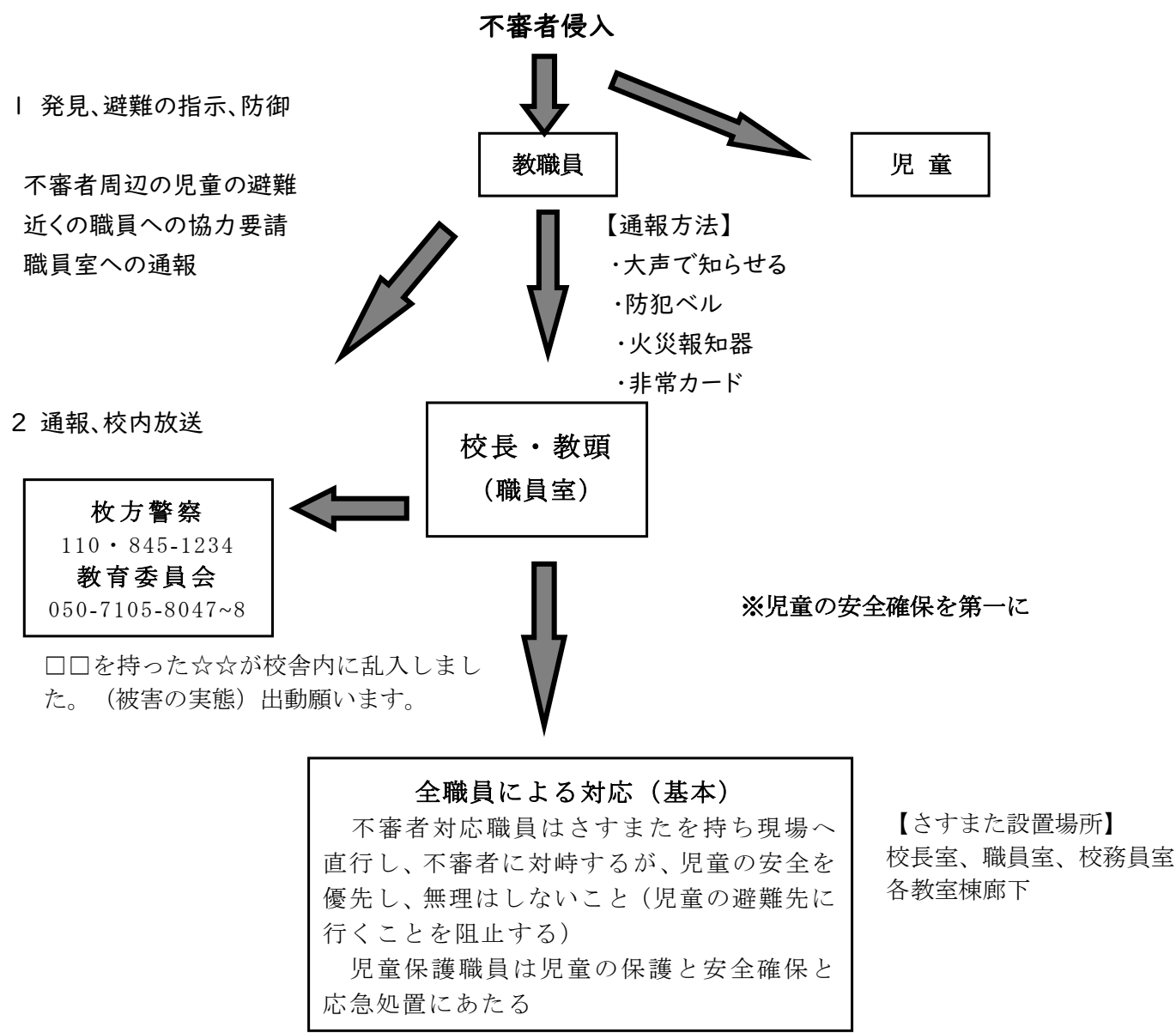
※放課後、学習等で一部児童の下校時刻が異なる場合は、その児童が正門から出たこと、または、留守家庭児童会へ行ったことを確認する。

(5) 校外学習時における安全確保

- ・事前の計画と現地の安全を確認する。
- ・緊急時の連絡方法を明確にする。
- ・校外学習の指導に当たって次の事項を確認する。

安全確保ができるか
学習のねらいが達成できるか
緊急時の連絡体制は整っているか
関係機関への連絡・依頼等は完了しているか
しおり等に安全についての記載があるか

(6) 学校へ凶器等を持った者が侵入した場合の対応



校長・教頭	医療機関への連絡、警察・市教委への報告、(報道機関への対応)
担任・担外	避難誘導、安全確保、(保護者への連絡、家庭訪問)
養護教諭・(担外)	応急処置、医療機関への医院への連絡、(救急車への同乗)
事務職員・校務員	電話対応、各種連絡

※ 他の職員も必要に応じて、児童の安全確保・応急処置に参加する。

※ 安全確保ができれば、全校児童を運動場に集める。

(7) 避難訓練について

- 5月 防災訓練(風水害・地震)・引渡し訓練
- 6月 防犯訓練(不審者)
- 9月 防災訓練(大阪880万人訓練)
- 1月 防災訓練(火災)・職員防災訓練(非常ベル・防火扉)

5. 児童虐待防止マニュアル

虐待の定義

- ① 身体的虐待 殴る・ける、熱湯をかける等、子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 性的虐待 子どもへの性交、性器や性交を見せる等、子どもにわいせつな行為をさせること。
- ③ ネグレクト 乳幼児を家においたままたびたび外出する、病気になっても病院に連れて行かない等、保護者としての監督を著しく怠ること。
- ④ 心理的虐待 子どもを無視する、子どもの心を傷つける言動、他の兄弟と著しく差別的な扱いをする等、子どもに著しい心理的外傷を与える言動を発すること。

早期発見と通告の義務

虐待が発生する原因として、育児不安や生活のイライラ、孤立感、家庭が抱える問題、就労や経済的問題、保護者や子どもの健康問題、地域の子育ての力の低下などが複合的、連鎖的に作用している。このような状況を受け止めることが早期発見の原点となる。

【児童虐待の防止等に関する法律 第5条】

- ・ 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

【児童福祉法 第25条】

- ・ 要保護児童を発見した者は、これを福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りではない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

主な関係機関・相談機関

機 関 名（関係機関）	電 話 番 号	備 考
まるっとこどもセンター	050-7102-3221	
大阪府中央子ども家庭センター	072-828-0161	
枚方市保健所	072-845-3151	
枚方市立保健センター	072-840-7221	
枚方市教育委員会 学校教育部 児童生徒課	050-7105-8048	
枚方市教育委員会 子ども未来部 子ども青少年政策課	072-841-1375	

市立ひらかた病院	072-847-2821	
大阪府立精神医療センター	072-847-3261	
枚方警察署	072-845-1234	
枚方寝屋川消防組合	072-852-9903	
大阪府子ども家庭センター 子ども悩み相談フリーダイヤル	0120-7285-25	子どもからの様々な悩み相談やSOS(子ども専用・24時間対応)
虐待通報専用電話 (大阪府中央子ども家庭センター内)	189	
児童虐待防止協会 子どもの虐待ホットライン	06-6646-0088	児童虐待に関するあらゆる相談 11:00~16:00(月~金)
大阪府警察 チャイルドレスキュー110番	0120-00-7524 (有料06-6943-7076)	365日(24時間対応)
大阪府こころの健康相談統一ダイヤル	06-6607-8814 0570-064-556	精神保健全般に関する相談 月火木金 9:30~17:00 (祝日、年末年始除く)

◎学校における早期発見のための観察ポイント

■体に現れるサイン

- ☐ 不自然なあざや骨折、外傷や人から受けたと思われるやけどが見られる。
- ☐ 自傷(自分で自分を傷つける)行為や自傷行為のあとが見られる。
- ☐ 汚れた服をいつまでも着ていたり、また、体がいつまでも汚れている。
- ☐ 体重の極端な増減等、これまでなかったような身体の変化が見られる。

■行動に現れるサイン

- ☐ 家出や徘徊等を繰り返す。
- ☐ 万引き等の問題行動を繰り返す。
- ☐ 不登校・理由のはっきりしない遅刻や欠席が目立つ。
- ☐ 叱られている時に話がきちんと聞けなかったり、まるで他人事のような態度を取る。
- ☐ 大人の神経を逆なでするような言動をわざととることが多い。
- ☐ 教職員の顔色を極端に伺ったりする。
- ☐ 些細なことですぐ激怒したり、乱暴な行動を繰り返す。
- ☐ 以前に比べ、落ち着きが無く、すぐにわかるような嘘をついたりする。
- ☐ 極端に協調性がなく、周囲から孤立している。
- ☐ 給食をががつ食べるなど、食べ物への強い執着がある。
- ☐ 性的なことに極端に興味を持ったり極端に嫌う。
- ☐ 絵画や作文などに性的関心・接触を暗示させるようなものが見られる。

☐ 自分の殻に閉じこもる。

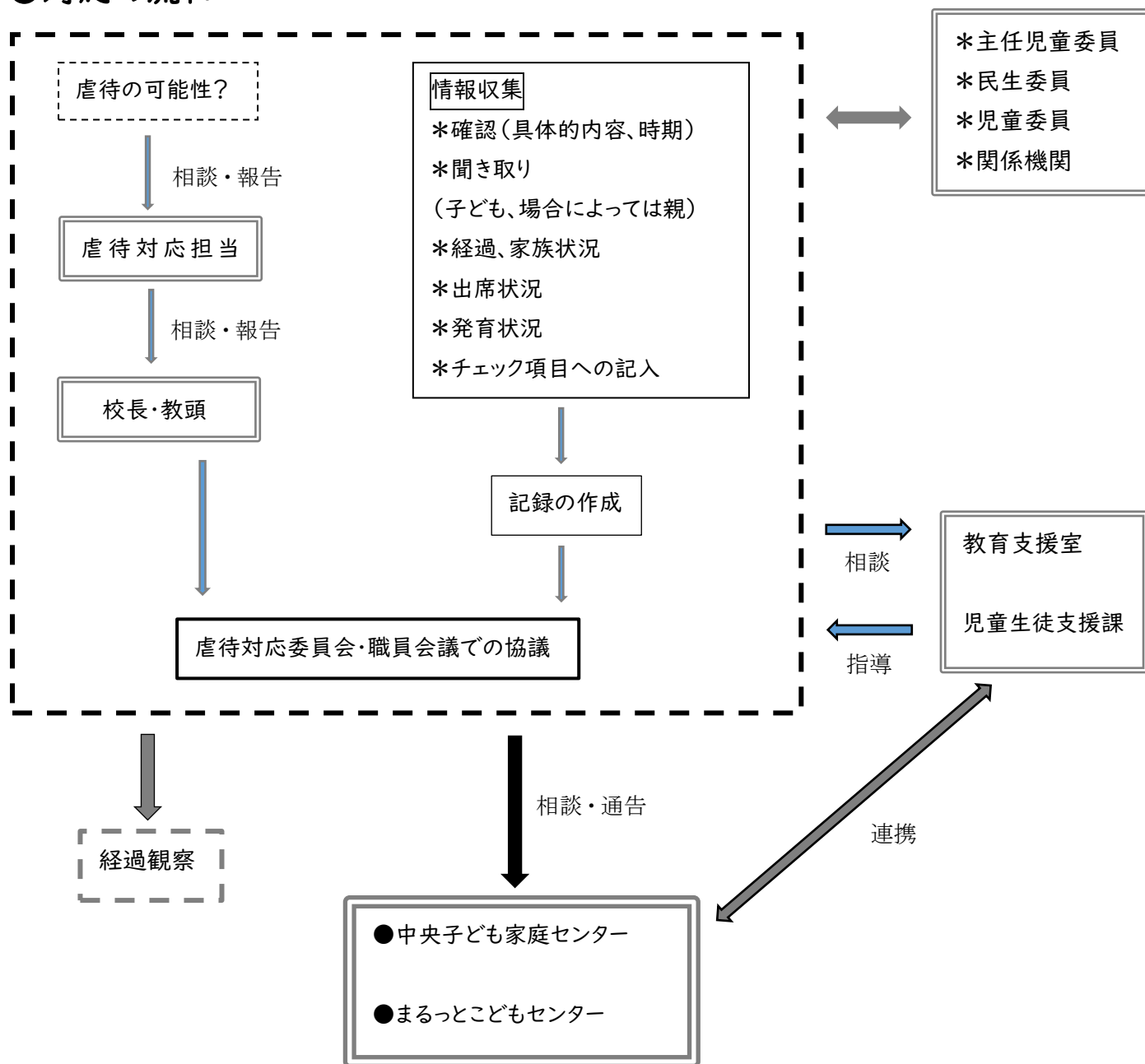
■保護者の様子

- ☐ 対人関係が敵対的でよくトラブルを起こしている。
- ☐ 親族、近隣との付き合いがなく、孤立している。
- ☐ 夫婦仲が悪いなど家族関係について不安がある。
- ☐ 親に養育不安や困難がある。
- ☐ 行事への不参加等、非協力的あるいは批判的態度。
- ☐ 決められた時間に迎えに来ないで、連絡がつかないことがよくある。
- ☐ 教師との面談を拒む。
- ☐ 大きな声でおこる等、威圧的であったり、罵声や暴力行為がある。
- ☐ 子どもに無関心、態度が冷たい、拒否的である。
- ☐ 子どもを置いたまましょっちゅう外出をしている。
- ☐ 育児についての常識がない、育児の知識が偏っている。
- ☐ 兄弟姉妹の間に養育の差がある。
- ☐ 病気やアルコール・薬物依存がある。
- ☐ 子どものことでよくイライラしており、精神的に不安定・感情を自制できない。
- ☐ 育てにくさをよく訴えている。
- ☐ 子どもがなつかないという。
- ☐ 家族が子育てに協力してくれないと愚痴をよくこぼす。
- ☐ 被害者意識が強い。
- ☐ 子どものケガについて聞いても、あいまい、矛盾があったり、不自然な答えが返ってくる。
- ☐ 子どものケガや病気の程度に比べて、医療的処置が遅い、受診させない。
- ☐ 体罰の価値を信じている。
- ☐ 子どものマイナスの面ばかり口に出す。
- ☐ 生活のリズムが乱れていたり、家の中が乱雑、不衛生である。

参考：『枚方市児童虐待防止マニュアル』

枚方市児童虐待問題連絡会 発行

●対応の流れ



6. 水泳指導マニュアル

1. プール開設(使用時期)前に整備しておくこと

(1) プール管理体制

```
graph LR; A[プール管理責任者  
校長] --- B[プール管理委員  
校長・教頭・保健主事  
養護教諭・体育指導部]; A --- C[学校医  
学校薬剤師]; B --- D[水質検査  
学校薬剤師・保健主事  
養護教諭・体育指導部・各学年]; B --- E[水泳指導  
各学年]; B --- F[浄化装置運転  
各学年]; B --- G[プール給排水  
教頭・体育指導部]; B --- H[プール施設安全  
教頭・体育指導部]; B --- I[保健管理  
保健主事・養護教諭・各学年]; B --- J[休業中の監視  
日直];
```

The diagram illustrates the organizational structure for pool management responsibilities. At the top level, the 'プール管理責任者' (Pool Management Responsible Person) is the '校長' (Principal). This role oversees two main areas: the 'プール管理委員' (Pool Management Committee) and the '学校医' (School Doctor) / '学校薬剤師' (School Pharmacist). The 'プール管理委員' is composed of '校長・教頭・保健主事' (Principal, Headteacher, Health Manager) and '養護教諭・体育指導部' (Nursing Teacher, Physical Education Department). This committee oversees seven specific tasks: '水質検査' (Water Quality Inspection) by '学校薬剤師・保健主事・養護教諭・体育指導部・各学年'; '水泳指導' (Swimming Instruction) by '各学年'; '浄化装置運転' (Purification Device Operation) by '各学年'; 'プール給排水' (Pool Water Supply and Drainage) by '教頭・体育指導部'; 'プール施設安全' (Pool Facility Safety) by '教頭・体育指導部'; '保健管理' (Health Management) by '保健主事・養護教諭・各学年'; and '休業中の監視' (Monitoring During Closure) by '日直' (Night Duty).

2. プール開設（使用時期）前の点検チェックシートを用いて施設の点検・整備を行う。

開設（使用時期）前の点検表

校長印()

1	緊急対応マニュアルは整備されているか。	
2	施設設備の構造や配置、緊急時の対応について周知したか。	
3	プールサイドのコンクリート・タイルなどの破損は無いか。	
4	まわりの柵や扉等の破損は無いか。	
5	排水口には、堅固な金網や鉄蓋等十分な吸い込み防止策が取られ、排水口の蓋等ボルト・ネジ等で堅固に固定されているか。	
6	吸い込み防止金具は、ボルト・ネジ等で堅固に固定されているか。	
7	排水口の金網や鉄蓋及び吸い込み防止金具を固定しているボルト・ネジ等に、錆び腐食・変形・欠落等はないか。	
8	浄化装置・薬品注入装置等が正常に作動するか。	
9	更衣室は安全に整備されているか。	
10	シャワー、洗眼設備等は良好に整備されているか。	
11	トイレは衛生的に管理されているか。	
12	緊急時に使用する用具が適切に整備されているか。	
13	緊急時の連絡システムが整備されているか。	
14	日常点検のチェックリストは用意してあるか。	
15	プール本体・付属設備等よく清掃されているか。	
16	児童生徒に危害を及ぼす異物等が放置されていないか。	

【記入にあたって】

異常なし○ 異常あり A (自分で修理) B (校内で修理) C (修理依頼)

日常の点検チェックリスト

点検日

月

日

校長印()

【記入にあたって】

異常なし ○

異常あり A(自分で修理)

B(校内で修理)

C(修理依頼)

【安全点検の方法】

目視 目で見て確認

打音 木槌やハンマーで叩いて確認

振動 揺すってみてぐらつき等を確認

負荷 ぶら下がる、押す等負荷を加えて確認

作動 スムーズに動くか、作動させて確認

試薬 水質等、薬品を使用して確認

1	周りの柵は破損していないか。	
2	出入り口、更衣室に損傷がなく使用以外は施錠されているか。	
3	コンクリート・タイル等の破損はないか。	
4	プールサイドに破損はないか。	
5	プール水槽に危険物や異物が混入していないか。	
6	プール内に危険物や異物が混入していないか。	
7	排(環)水口は固定されているか。	
8	薬品の保管場所は施錠されているか。	
9	シャワー・洗顔用蛇口等の設備は破損していないか。	
10	機械室は、必要以外施錠されているか。	
11	浄化装置等は、正常に作動しているか。	
12	非常用連絡機器は正常に作動するか。	

事故発生

児童の生命を最優先した最善の対処をする。

- ・近くの職員に連絡
- ・職員室に連絡（専用ケータイ電話）
- ・他の児童への指示
- ・管理職への連絡

*排（環）水口の異常・吸い込み事故

- ・浄化装置等の停止
- ・排（環）水口に近づかないように指示
するとともに速やかに全員プールから上がるように指示すること。

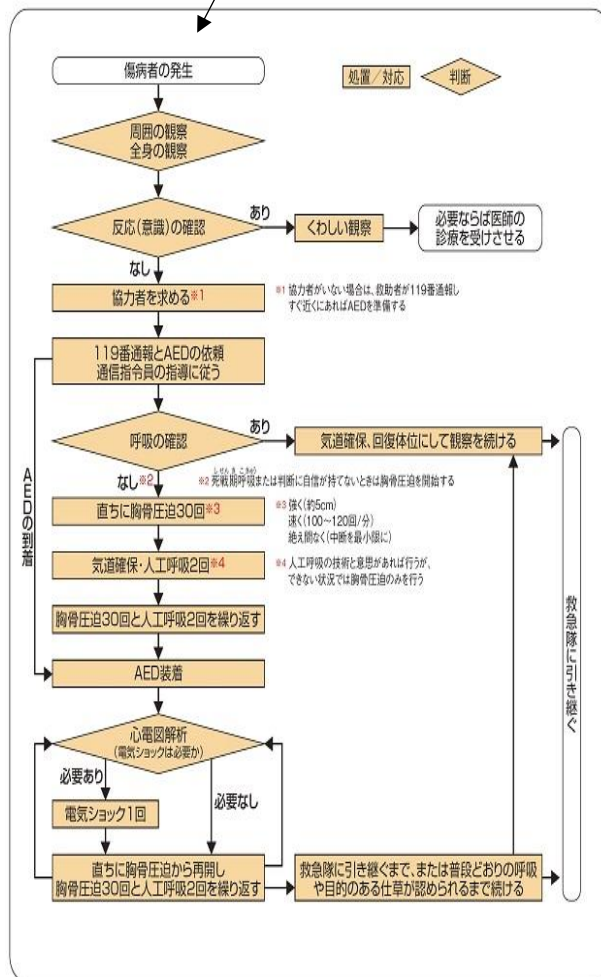
- ・浄化装置等の停止
- ・排（環）水口に近づかないように指示するとともに速やかに全員プールから上がるように指示すること。

- ・経過の記録
- ・児童への指示
- ・全職員への行動指示
- ・保護者への連絡

船橋小学校の……です。
……が発生しました。
至急対応お願いいたします。

船橋小学校です。…の事故が発生しました。
消防署へ連絡し、緊急対応をしています。指
示と応援をお願いします。

- ・外傷等の応急手当
- ・心肺蘇生(AED使用)
- ・保温



7. 熱中症予防の行動について

黒球付き暑さ指数計を使い、屋外の日の当たる場所で WBGT 値を測定し、以下の指標に従って行動する。

日常生活に関する指針

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31 以上)	すべての生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28～31)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25～28)	中等度以上の生活 活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り 入れる。
注意 (25 未満)	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生 する危険性がある。

日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.4」(2022)より改編 ※3

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31 以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など 体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20 分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水 分・塩分を補給する。 激しい運動では、30 分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極 的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21 未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給 は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生する ので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より